

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
共同研究研究員受入規則

〔平成25年2月18日〕
規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程（平成16年規程第90号）第2条第2号に規定する共同研究研究員の受入れに関し、必要な事項を定める。

(申請等)

第2条 共同研究研究員としての申請は、当該研究課題申請書、契約書等によるものとする。

2 前項によらないものは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）からの依頼によるものとする。

(受入許可)

第3条 機構の所長又は施設長（以下「所長等」という。）は、前条第1項の研究課題申請があったときは、適当と認める者について、受入れを許可するものとする。

2 所長等は前条第1項の契約書等による受入れについて、当該契約書等の締結をもって許可するものとする。

3 所長等は前条第2項による依頼があった時は、適当と認める者について、受入を許可するものとする。

(登録)

第4条 受入れを許可された共同研究研究員は、必要に応じ、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。

2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、共同研究研究員は、その都度変更登録しなければならない。

(登録の抹消)

第5条 共同研究研究員は、研究に従事しなくなるときは、別に定める「登録抹消届」を所長等に提出しなければならない。ただし、当該研究等が終了したときは、この限りではない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、共同研究研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構共同研究員受入規則（平成16年4月19日規則第23号）は、廃止する。